

総務庁長官 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第265号の答申

平成13年に実施される事業所・企業統計調査の計画について

総務庁は、平成13年に実施を予定している事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）について、近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化、企業活動における情報化の進展等の実態をよりの確にとらえるため、企業グループの構造、企業の合併、分割等の状況、電子商取引の実施状況等を調査事項に追加して実施することを計画している。

本審議会は、本調査が、我が国のすべての事業所及び企業について、その基本的構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための名簿を得るものとして、統計体系上重要な位置を占めるものであることにかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」等を踏まえ、今回の調査計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査事項

調査事項については、近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化等を踏まえ、企業グループの構造、企業の合併、分割の状況等の実態把握に資するため、単独事業所及び本所・本社・本店を対象に「登記上の会社成立の年月」、「親会社の名称及び所在地」、「関係会社（出資元）の有無」及び「平成8年10月2日以降の会社形態の変更状況」を調査する計画である。

これについては、近年顕著になってきた企業間関係の変化の実態を明らかにするとともに、企業に係る母集団情報の一層の整備に資するものであることから適当と認められる。

また、企業活動における情報化の進展を踏まえ、電子商取引の実施状況の実態等をとらえる観点から、「電子商取引を行っているか否か」及び「電子商取引の相手先と内容」を調査する計画である。

これについては、電子商取引の実施状況を把握することについての今日的意義が大きいと考えられ、全産業を網羅する本調査で調査することは適当と認められる。ただし、電子商取引の実施状況については、今後も情報化の急速な進展が見込まれ、次回の調査までには環境が大きく変わることも予想されることから、次回の調査においては、このような観点からの見直しが必要である。

(2) 調査票

調査票については、調査事項の追加に対応し、かつ、調査票の文字を高年齢者が識別しやすい大きさにするため、調査票様式を大型化する計画であり、報告者が記入を行う際の利便性が向上することから適当と認められる。

また、平成8年調査で導入した事業所の名称、所在地及び電話番号に加えて、「本所等の名称、所在地及び電話番号」の内容についてもあらかじめ調査票に印刷する計画であり、報告者負担の軽減の観点から適当と認められる。

(3) 産業分類の格付事務

地方公共団体の行う産業分類の格付事務については、調査票の市町村使用欄に過去の調査結果の「事業所の主な事業の内容」及び「分類番号」を印刷し、それを参照して今回調査の格付を行うこととしている。これについては、地方公共団体における調査関係事務の効率化及び負担軽減に資するものであり、適当と認められる。

なお、報告者が産業分類の格付に必要な事業内容の記入をよりの確に行えるよう、調査の手引等において十分に配慮する必要がある。

(4) 集計事項及び結果の公表

集計事項については、「親会社の名称及び所在地」等調査事項の追加に応じて、新たに企業間関係（親会社、子会社）の名寄せ集計などを行い、企業編の集計表を拡充する計画であり、企業のグループ化等企業間関係の変化の実態が一層明らかになることから適当と認められる。

結果の公表時期については、審査システムの改善等により速報を平成8年調査よりも1か月早める計画であり、適当と認められる。名簿情報については、各種統計調査の調査対象の選定のために使用されることにかんがみ、従来から作成されている企業内の名寄せ名簿と今回の調査で新たに作成される親子関係による企業間の名寄せ名簿の双方について、できる限り早期に提供できるようにすることが必要である。なお、各省庁においては、これらの名簿情報を事業所・企業に関する諸統計調査の標本設計等においても有効に活用していくことが必要である。

(5) 日本標準産業分類の改訂との関係

日本標準産業分類については、現在見直し作業が開始されている。本調査の結果は、我が国のすべての事業所及び企業の基本的構造を示すものであり、また、各種統計調査のための母集団名簿として使用されるものである。したがって、日本標準産業分類の改訂後に本調査の確報公表が行われる場合には、現行の産業分類による集計結果と併せ、改訂後の産業分類による集計結果を公表できるよう、また、改訂後の産業分類で格付された名簿を提供できるよう努めることが必要である。

2 調査対象の把握等

本調査が、我が国のすべての事業所・企業を調査対象とし、その基本的構造を明らかにするとともに各種統計調査実施のための名簿を得ることを目的としていることにかんがみると、調査対象の把握については、調査時点において存在する事業所・企業の全数を正確に把握していくことが調査の基本をなすものであり、極めて重要である。事業所・企業統計調査においては、従来から、事業所の存在は確認されているがその事業内容等が不詳である事業所について、調査時点での事業所の総数には含めていない。これ

については、平成11年簡易調査におけるこのような事業所についての把握結果を踏まえ、今回の調査においては、事業内容等が不詳である事業所について、事業所の総数に含めた結果表を公表することが適当である。

3 今後の課題

(1) 企業関係統計の体系的整備に向けた中・長期的課題

ア 事業所・企業の母集団情報の整備

事業所・企業の母集団情報の整備については、本調査の結果得られる名簿情報の更新を行い、最新の母集団情報として維持していくことが、名簿の有効利用を図る上で重要であることから、事業所・企業に関する諸統計調査結果及び利用可能な各種行政記録について、名簿の更新情報としての活用を推進していくことが必要である。また、その際には、学校、医療施設等の非営利法人も含め、本調査と更新情報として利用する統計調査結果等における調査対象に係る概念定義の相違等を明確にすることが必要である。

イ 親子関係による企業間の名寄せ集計

親子関係による企業間の名寄せ集計については、今回初めて行われるものであるが、本調査で把握する親子関係は、調査上の困難性から従来の持株基準によるものに限定されており、会計制度の変更により新たに連結決算を求められることとなった支配力基準によるものを含まないものとなっている。これについては、今後、企業間関係の変化を考慮しつつ、支配力基準を含めることの可能性について検討する必要がある。

ウ 平成16年に実施される簡易調査の在り方

平成16年に実施される簡易調査については、諮問第256号の答申「平成11年に実施される事業所・企業統計調査及び商業統計調査の計画について」に沿って、平成11年の簡易調査と同様に、商業統計調査との同時実施によることが適当である。その際、諮問第258号の答申「平成11年に実施されるサービス業基本調査の計画について」を踏まえ、報告者負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、調査結果の利用可能性を高める観点から、例えば、サービス業基本調査との一元的実施も含めて幅広く検討する必要がある。また、商業統計調査及びサービス業基本調査において調査事項となっている年間売上高（販売額）について、簡易調査の対象となるすべての事業所について調査事項とすることの可能性を、本調査のための試験調査結果、平成11年簡易調査の結果、平成16年に実施予定の他の構造統計調査との関係等を踏まえ、検討する必要がある。

(2) 調査方法の情報化の進展への対応

本調査については、引き続き、調査員・自計申告方式により、調査を行う計画であるが、情報通信技術を利用して小規模事業者等が事業を行う例えば S O H O (Small Office Home Office) 等、調査員調査では把握が困難な事業所が増加していくことが見込まれており、今後、これらの調査対象をよりの確に把握する観点も含め、インターネット等を活用した電子的手段の調査対象把握等への導入の可能性について検討する必要がある。